

平成30年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第40回)

(STC Associate)試験問題

- 問題 1. 外為法第 25 条第 1 項中の政令とは、外為令のことである。
- 問題 2. 本邦にあるメーカー X は、平成 30 年 6 月 9 日に、輸出令別表第 1 の 7 の項 (6) に該当する一次セルを 8, 900 米ドルで米国にある住宅メーカー Y に販売する契約を締結し、平成 30 年 7 月 9 日に輸出する予定である。メーカー X は、輸出に際し、日本銀行が公表した、基準外国為替相場及び裁定外国為替相場の平成 30 年 6 月中において適用される対ドル換算レート 107 円を用いて価額を計算し、総価額は、952, 300 円であることを確認したので、少額特例を適用できる。なお、輸出令別表第 1 の 7 の項 (6) は告示貨物ではない。
- 問題 3. 本邦にあるメーカー X は、米国にあるメーカー Y から、輸出令別表第 1 の 6 の項 (1) に該当する軸受の注文 (総価額 200 万円) を受けた。用途を確認したところ、戦車の製造に使用すると連絡があった。メーカー X が、取得している特別一般包括輸出・役務 (使用に係るプログラム) 取引許可を適用して、当該軸受を輸出する場合、輸出前に「届出」が必要である。下線部分は正しい。
- 問題 4. 本邦にあるメーカー X の営業部長は、社長から、どんな手段を使ってでも営業ノルマを達成しろと厳命されたので、やむなく輸出令別表第 1 の 2 の項に該当する測定装置 (価格 500 万円) をリスト規制非該当と偽り、無許可でタイのメーカー Y に輸出した。この場合、メーカー X が法人として科される罰金は、外為法 72 条第 1 項第一号により、10 億円以下となる。下線部分は正しい。
- 問題 5. 「輸出者等遵守基準を定める省令」に基づき、本邦の全ての輸出者は、「輸出管理内部規程の届出等について」という通達の規定に則り、輸出管理内部規程を策定し、経済産業省へ届け出ることが法的義務となっている。
- 問題 6. 本邦にあるメーカー X は、米国にある航空機メーカー Y から、製造請負の引き合いを受け、外為令別表の 5 の項に該当する製造図面 α を提供された。メーカー X は、内部で検討したが、製造コストが合わないことから、引き合いを辞退し、航空機メーカー Y に製造図面 α を返却する予定である。この場合、提供したメーカー Y に戻すので、役務取引許可申請は不要である。
- 問題 7. 外為法等遵守事項では、子会社及び関連会社は、別法人であるから、親会社は安全保障貿易管理に関する適切な指導を行うことまで求められていない。

- 問題 8. 本邦からワッセナー・アレンジメント (WA) に参加している国に、輸出令別表第 1 の 5 の項から 15 の項に該当する貨物を輸出する場合、輸出許可は常に不要である。
- 問題 9. 特別一般包括許可の申請窓口は、経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課である。
- 問題 10. 本邦の大学生 X は、1 年前にフランスで市販された学術雑誌 α に輸出令別表第 1 の 3 の 2 の項 (1) で規制されているウイルスの増殖方法に関する論文 (外為令別表の 3 の 2 の項 (1) に該当) が掲載されているのを見つけたので、この分野の研究のため、アメリカの大学院に留学中の姉に当該学術雑誌 α を国際郵便で郵送する予定である。この場合、役務取引許可申請は不要である。
- 問題 11. 本邦にあるメーカー X は、開発中の新製品の試作品 α (輸出令別表第 1 の 4 の項に該当) を海外の顧客に出荷することになった。試作品 α を無償で輸出するのであれば、無償告示が適用できるので、輸出許可申請は不要である。
- 問題 12. 原子力供給国グループ (NSG) の規制内容は、輸出令別表第 1 の 4 の項・外為令別表の 4 の項に反映されている。
- 問題 13. 貨物の該非判定は、全て政令である輸出令別表第 1 の貨物の欄のみをチェックすれば、判定できる。
- 問題 14. 本邦にあるメーカー X は、輸出令別表第 1 の 16 の項に該当する照明用の LED を外国ユーザーリストに掲載されているパキスタンの企業 Y へ輸出する契約を締結した。企業 Y の用途が家庭用の冷蔵庫の製造と連絡があっても、メーカー X は、必ず輸出許可申請が必要である。
- 問題 15. 外為法等遵守事項では、関係法令に違反したとき又は違反したおそれがあるときは、速やかに経済産業大臣に報告することとしている。下線部分は正しい。
- 問題 16. 本邦にある X 大学では、共同研究相手であるアメリカにある Y 大学に輸出令別表第 1 の 4 の項に該当する合金を輸出する予定である。当該合金の使用目的が、基礎科学分野の研究活動であれば、X 大学は輸出許可を取る必要がない。

- 問題 17. 本邦にあるメーカーXは、中国にあるメーカーYから購入した装置αが故障したために、修理のために返送する予定である。メーカーYによれば中国の輸出規制には該当しないと連絡があった。中国は、4つの国際輸出管理レジームに全て参加しているので、中国でリスト規制非該当であれば、輸出令別表第1でも常にリスト規制非該当と判断できる。
- 問題 18. 本邦にあるメーカーXは、米国向けの輸出が多いので、一般包括許可の取得を検討している。この場合、メーカーXは、当該許可申請前に輸出管理内部規程を事前に経済産業大臣に届け出て、輸出管理内部規程受理票及びチェックリスト受理票の交付を受けていることが必須である。
- 問題 19. 本邦にあるメーカーXは、国連武器禁輸国であるレバノンにあるレストランYから、輸出令別表第1の16の項に該当するエアコン2セット（価額80万円）の注文を受けた。メーカーXは、レストランYについて、信用情報を入手したところ、レストランYの経営者は、元軍人であることが判明したが、当該エアコンの用途は、レストランの空調用と確認できた。この場合、通常兵器キャッチオール規制に基づく輸出許可申請は不要である。
- 問題 20. 本邦にある貿易会社Xが、輸出令別表第1の1の項に該当する産業用の火薬αを韓国のメーカーYから購入して、米国のメーカーZに販売する予定である。産業用の火薬αは、韓国から米国へと直接輸出される場合、貿易会社Xは、仲介貿易取引許可申請が必要である。
- 問題 21. 本邦にあるメーカーXは、都内にあるフランス大使館に輸出令別表第1の8の項に該当するサーバーを納品する予定である。この場合、外為法第48条第1項の「輸出」にはあたらないので、輸出許可申請は不要である。
- 問題 22. 輸出許可申請は、契約書がない場合でも、注文書など取引の内容を確認することができる書類でもできる。
- 問題 23. 本邦にあるメーカーXは、米国にあるメーカーYから、1つの注文で、輸出令別表第1の2の項に該当する測定装置30台の注文を受けた。ただ、製造の関係で、9月に10台、10月に10台、11月に10台と分割して、輸出する予定である。この場合、メーカーXは、輸出許可は、1度取得すればよい。

問題 2 4. 外為法等遵守事項では、「取締役又は執行役若しくは執行役員（ただし、会社以外にあってはそれに相当する者。以下「取締役等」という。）が（A）の最終判断権者（以下「最終判断権者」という。）となり、疑義ある取引の遂行を未然に防止すること。」と規定されている。（A）には、「取引審査」が入る。

問題 2 5. 外為令別表及び貨物等省令に規定されている「必要な技術」とは、「関係する全ての技術」という意味である。

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
少額特例	輸出貿易管理令第4条第1項第四号で規定されている特例
告示貨物	輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
外為法等遵守事項	「輸出管理内部規定の届出等について」の(別紙1)に規定されている。
リスト規制	輸出令別表第1の1から15の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の1から15の項の中欄に掲げる技術の提供にあたっては、経済産業大臣の許可が必要となる制度。